

議案第11号

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年2月29日提出

加西市長 西村和平

## 加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年加西市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

普通市営住宅に入居できる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

第6条に次の3項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（第7条第2項において「老人等」という。）にあっては、前項第3号を除く各号の条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力等法

第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては、第1項第5号及び第6号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

4 市長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第6条の2第1項中「第6条第1号、第2号、第5号及び第6号」を「前条第1項第1号、同項第2号及び同項第6号」に改め、同項第1号中「第6条第3号」を「前条第1項第3号」に改める。

第6条の3第2項中「第6条第2号、第3号、第4号及び第6号」を「第6条第1項第2号、第3号、第4号、第6号及び同条第2項」に改める。

第7条第1項中「前条各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条第2項中「第6条第4号イ」を「第6条第1項第4号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第4号及び第5号」を「同項第3号を除く。」に改める。

第25条第1項中「第6条第4号」を「第6条第1項第4号」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に市営住宅に入居している者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなす。

(審議資料)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部改正が行われ、入居資格の同居親族要件を条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行うもの